

科目名 ＜英語表記＞	刑法総合演習	科目ナンバー		授業形態
	Criminal Law Seminar	JAEPE8806		演習
担当者	金澤 真理	開講期	単位数	必修・選択
		後期	2	必修

## 1. 科目の主題

本演習は、刑法総論、各論の基本的知識を習得した者を対象として、主に近年出された判例等で取り扱われた事例を主たる素材として、受講生が、論点の析出、理論構成の方法を討論を通じて学習を進める。

## 2. 到達目標

具体的な事実を手がかりとして、刑法理論に関する深い思考を身につけ、実践的な刑法解釈論を展開する能力を養うことを主なねらいとしていることから、理論分析にとどまらず、類似の事案類型の整理、分析をも課題とする。本演習は、刑法総論、各論についての基本的知識を習得した者を対象とする。演習を通じて、受講生が刑法理論に関する深い思考を身につけ、実践的な刑法解釈論を展開する能力を養うことを目的とする。報告担当者が各テーマに関して20～30分程度の報告を行い、その後、討論により、問題点を析出する。

## 3. 授業内容・授業計画

### 第1回 犯罪の分類と終了時期

犯罪の終了について、即成犯、状態犯、継続犯の三種類が区別されている。実務上特に重要な状態犯と継続犯との区別について下された最高裁の決定（最決平成18・12・13刑集60巻10号857頁）や下級審判例（東京高判平成9・12・24高刑集50巻3号181頁）等を素材として、訴訟法上のみならず実体刑法の理論としても解明の必要がある犯罪の終了時期について考察する。

### 第2回 因果関係論：実行行為後の介入事情と危険の現実化

実行行為と結果との因果関係をめぐる議論を整理したうえで、実行行為後に通常予想されない介入事情が生じた場合に、行為者にどのような論理で如何なる罪責が認められるべきかを、被害者の行為が介入した諸事例（最決平成15・7・16刑集57巻7号590頁、最決平成16・2・17刑集58巻2号169頁）等を取りあげ、近時有力な危険の現実化論を用いて検証する。

### 第3回 作為犯と不作为犯

人の生命に対する罪を作為、不作为で犯す場合の理論構成の相違を概観したうえで、保護責任等の作為義務の発生根拠並びにその体系的地位等について検討する。シャクティパット事件（最決平成17・7・4刑集59巻6号403頁）、同棲相手の連れ子を置き去りにした事例（東京地判昭和48・3・9判タ298号349頁）、同棲相手の連れ子に暴力を加えたうえ、マンションのベランダに放置した事例（さいたま地判平成15年3月12日裁判所ウェブサイト）等を素材として考究する。

### 第4回 犯罪における主観的要素とわいせつの意図の要否

故意以外の主観的要素の要否をめぐり、学説は激しく争ってきた。性的意図の有無によって強制わいせつ罪の成否が分かれるかについて、新たに出された大法廷判決（最大判平成29・11・29裁判所ウェブサイト）を取りあげ、近時の性犯罪規定の改正を踏まえて議論する。

### 第5回 正当防衛の限界

判例は、侵害を予期して臨んだ行為については、従来、積極的加害意思の存在により急迫性が否定されるという態度を示していた最高裁判所が、近時新たに刑法36条の趣旨に関する判断を示した。この最新判例（最決平成29・4・26刑集71巻4号275頁）を、従来の判例との関係で如何に解する、分析し、正当防衛の意義、限界を検討する。

### 第6回 故意における認識の程度

故意があると言えるためにはどの程度の認識が必要か、認識ある過失との相違は何かを中心的論点に据えて、錯誤の場合と対比しながら、贓物故買罪における贓物の認識が問題となった事例（最判昭和23・3・16刑集2巻3号227頁）、覚せい剤の輸入に関する事例（千葉地判平成17・7・19判タ1206号280頁）を素材に討論する。

#### 第7回 実行行為途中からの責任能力の減退と原因において自由な行為

実行行為と責任能力との同時存在原則に対する例外を構築する原因において自由な行為の法理が実行行為開始後、心神喪失、耗弱の状態になった場合にも適用されるかについて、情動性朦朧状態に陥った事例（東京高判昭和54・5・15判時937号123頁判タ394号161頁）、行為途中に複雑酩酊となった事例（長崎地判平成4・1・14判時1415号142頁）等を取りあげて検討する。

#### 第8回 過失犯と信頼の原則

主に交通事故について発展してきた信頼の原則の理論の内容と射程を、過失理論の動向と関連づけつつ、初めてこれを適用した最高裁判例（最判昭和41・12・20刑集20巻10号1212頁）と、近時の交通事故に関する判例（最決平成16・7・13刑集58巻5号360頁等）や医療事故に関する判例（札幌高判昭和56・1・22刑月13巻1=2号12頁等）とを対比させながら検討する。

#### 第9回 因果関係の錯誤と早すぎた結果発生

行為者の予想外に早く犯罪の結果が発生した場合の擬律につき、実行行為論を念頭に置きながら、クロロホルムを吸引させて溺死させる計画を実行中、既にクロロホルムを吸引させた時点で被害者が死亡していた可能性のある事例を扱った判例（最決平成16・3・22刑集58巻3号187頁）と、絞首時には死亡していなかった被害者が事後砂を吸引して死亡した事例（大判大正12・4・30刑集2巻378頁）とを対比させつつ考察する。

#### 第10回 承継的共同正犯

共犯の因果性の試金石とされる承継的共同正犯について、重要な判断を示した最近の最高裁決定（最決平成24・11・6刑集66巻11号1281頁）、および特殊詐欺の受け子の罪責について、新たな判断を示した最高裁の決定（最決平成29・12・11裁判所ウェブサイト）を取りあげ、論点を析出して討議する。

#### 第11回 同時傷害の特例

傷害致死事案について同時傷害の特例規定の適用の在り方を示した最新の最高裁決定（最決平成28・3・24刑集70巻3号1頁）を素材として、訴訟法実体法両面において解明の余地がある刑法207条の規定の意義を再考し、適用範囲を確認する。

#### 第12回 親族関係と財産犯

詐欺罪、横領罪への準用がある刑法244条の親族相盗例は、所定の関係が認められれば必要的免除（1項）若しくは親告罪（2項）の効果を定める。本規定の趣旨、適用をめぐる議論状況を概観し、横領罪に関して重要な判断を下した最近の最高裁決定（最決平成20・2・18刑集62巻2号37頁）を用いて、同条の適用範囲について考究する。

#### 第13回 賄賂罪における職務関連性

法改正と解釈により拡大してきた賄賂罪の可罰性の範囲を画する主要概念たる「職務関連性」について、最高裁の判例（最大判平成7・2・22刑集42巻9号1頁、最決平成18・1・23刑集60巻1号67頁等）等を素材として検討を加える。

#### 第14回 まとめ

#### 第15回 期末試験

### 4. 事前・事後学習の内容

報告担当者は、設例の事例について、一定の解決の道筋を、示された課題を参考にしながら、根拠と共に示すことが求められる。他の演習参加者は、報告を吟味し、批判し、対案を示し、よりよい解決の道筋を新たに示すことが求められる。そのため、すべての演習参加者は、各テーマに関して判例、学説の状況をはじめ、理論動向を把握したうえで、自説を理論化できるよう（批判にこたえられるよう）準備しておくこと。演習後は、演習で扱った論点について議論状況を整理したうえで、各自実践問題に取り組むこと。

### 5. 教材

事前に教材を配布する。報告にあたっては、教材に挙げた判例は審級関係をフォローすることはもとより、関連するその他の判例及び評釈も、当該テーマに関するものは参照すること。

6. 評価方法	<p>絶対評価 → 相対評価</p> <p>演習における報告、討論を 30%、期末試験を 70%の割合で評価する。</p>
7. 受講生へのコメント	<p>報告担当者は、万端準備を整えることは当然であるが、それ以外の者も予習のうえ積極的に議論に参加すること。</p>